

## 区民活動支援コーナーの案内（設立趣旨）

## 1. 設置目的

区内には多くの区民活動グループが活発に活動しており、宮前区のまちづくりの推進に重要な役割を担っています。しかし、活動の拠点となる場所が少ないため、場所確保に困窮するグループが多いのが現状といえます。

「区民活動支援コーナー」（以下支援コーナーという）は、市民活動の拠点となる施設として、活動を活性化させる場となり、また、市民が主体的に運営することによって、市民に使いやすい、市民の求める施設となることを目指しています。このような背景を踏まえ、当コーナーは、宮前区で非営利の社会貢献活動をしている団体、グループ及び個人が自由に利用し、活動目的を活性化させるのを支援するために平成 12 年 6 月に設置されたものです。

## 2. 運営

当支援コーナーの運営は、「区民活動支援コーナー利用者会」（以下利用者会という）が行います。

当支援コーナーは区役所が設置したのですが、区民の利用しやすい施設とするため区民が自主的な運営を行うものとなっています。

## (1) 自主運営の目的

自主運営は以下のような目的で行います。

- ・支援コーナーの公平な運営
- ・市民による市民のための運営
- ・行政にはできない運営
- ・行政とのパートナーシップ

## (2) 運営組織の在り方

運営組織は「利用者会方式」を採用します。利用希望団体などで構成した「利用者会」が運営に当たります。

- ・利用者会が、区から業務を付託されます。
- ・利用希望者は利用者会に参加すれば自由に利用できます。
- ・利用者会への参加、脱退は自由です。
- ・運営は、利用者会メンバーの代表が当たります（利用者が運営方式を決め、代表が運営委員会を組織し運営する）
- ・利用者会メンバーは、総会に出席して、運営方法について、意見を言ったり、運営に参加する権利があります（総会で運営をチェックする）
- ・利用者会の活動に広がりがあります

### 3) 利用者の会組

利用者の会組は、次のとおりとします。

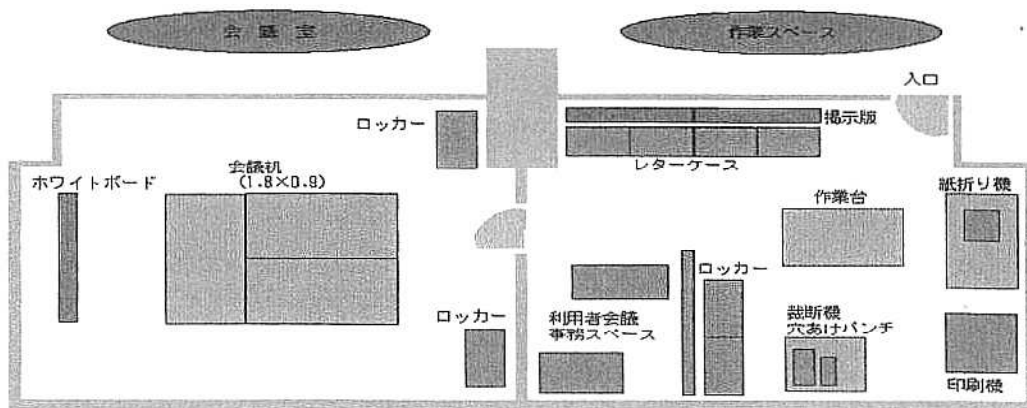
- ・利用者の会メンバー：登録申請をし、運営委員会の審査により登録承認。
- ・利用者の会：全登録メンバーにより構成
- ・運営委員会：全登録メンバーから総会で運営委員を選任し構成。

#### (3) 利用者の会の会則

利用者の会の会則は別紙のとおりです (別紙参照)。

### 3. 利用設備

支援コーナーの略図は以下です。



#### (1) 会議室

大きさ：4 m x 7 m

備品：白板 1 枚、会議机 6 卓、折畳椅子 30 卓、ロッカー 2 台、他

#### (2) 作業スペース

大きさ：4 m x 7 m

事務コーナー：机 2 卓、ロッカー 2 機、他

作業コーナー：作業机 1 卓、レターケース：120 団体分 (有料)

#### (3) 機器

印刷機 1 台 (有料)

紙折リ機 1 台 (無料)

大型ホッチキス 1 台 (無料)

### 4. 利用案内

実際の利用には、団体登録が必要です。支援コーナーの当番が在室している、当番日 (毎月第 3、第 4 金曜日 11 時～14 時) に、来室して下さい。詳細説明できます。

以上